

次期京都市生活安全基本計画策定のための基礎調査

報 告 書

平成22年 月
京 都 市

1. 「だれもが安心してらせるまち」とは

安心・安全な市民生活を脅かす要因（マルチハザード）

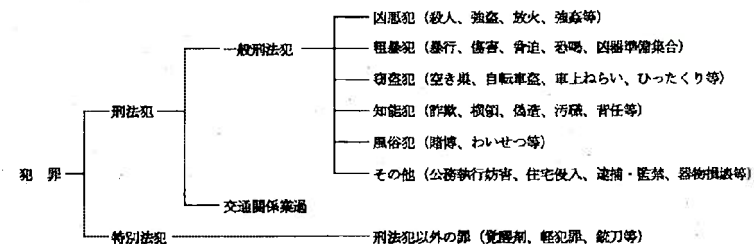
分類	内容
自然災害	阪神・淡路大震災（平成7年）、台風（平成16年）、新潟県中越地震（平成16年）などの数々の地震、風水害等の自然災害 等
環境問題	地球環境汚染、地球温暖化現象、地域環境汚染、室内環境汚染、化学物質汚染、資源・エネルギー不足 等
テロ	地下鉄サリン事件（平成7年） 等
犯罪	神戸連続児童殺傷事件（平成9年）、悪質商法や振り込み詐欺、インターネット犯罪などをはじめとする手口の多様化・凶悪化・低年齢化が進む犯罪 等
人権	児童虐待、高齢者虐待、セクシャルハラスメント、DV（ドメスティック・バイオレンス）、デートDV 等
地域	コミュニティの希薄化、核家族化の進展、ライフスタイルの多様化 等
少子高齢化	子育て支援・高齢者介護、年金及び社会保障、担い手不足 等
健康・医療	人の健康や生命を脅かすSARS（重症急性呼吸器症候群）、O-157（腸管出血性大腸菌）、新型インフルエンザなどの感染症の不安、医療事故問題 等
食の安全	BSE（牛海綿状脳症）、高病原性鳥インフルエンザ等の食の安全問題、輸入食料品に関する食の安全の確保 等
その他	交通事故

（文部科学省「安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策に関する懇談会中間報告（2004年）をもとに作成）

（1）犯罪発生状況

犯罪の定義

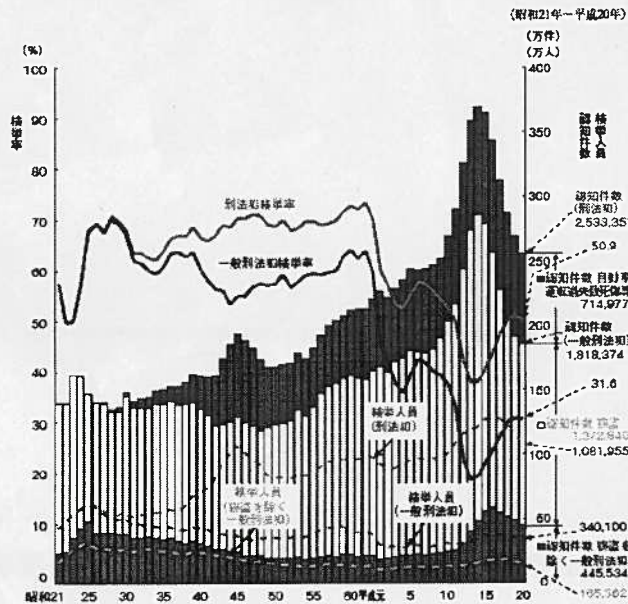
犯罪とは、あらかじめ法律により定められている違法かつ有責な行為であり、以下のように分類されるが、ここでいう犯罪とは、主に一般刑法犯を指す。



①全国における刑法犯認知件数

平成21年版の犯罪白書によると、全国の刑法犯（下図では一般刑法犯）認知件数は、平成14年まで増加していたが、その後は毎年減少が続き、平成20年は1,818,374件と、前年より15万7,532件（5.9%）減少となった。しかし、戦後を通じてみれば、依然として高い水準となっている。（法務省・犯罪白書においては自動車運転過失致死傷等も刑法犯に含むが、各県警数値では除外）

全国の刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



- 1 警察庁の統計による。
- 2 昭和30年以降は、14歳未満の少年による暴行行為を含む。
- 3 昭和40年以降の一般刑法犯は、「電通を除く刑法犯」である。

平成20年における認知件数の罪名別構成比を見ると、窃盗が54.2%と最も高く、次いで、自動車運転過失致死傷等、器物損壊、横領（遺失物等横領を含む）、詐欺の順である。窃盗の認知件数は、平成15年から毎年減少し続けており、これが最近の刑法犯の認知件数の減少の大きな要因となっている。窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は、平成12年から16年にかけて急増し、17年以降毎年減少し続けたが、器物損壊の動向がその大きな要因となっている。

全国の刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率（罪名別）

（平成20年）

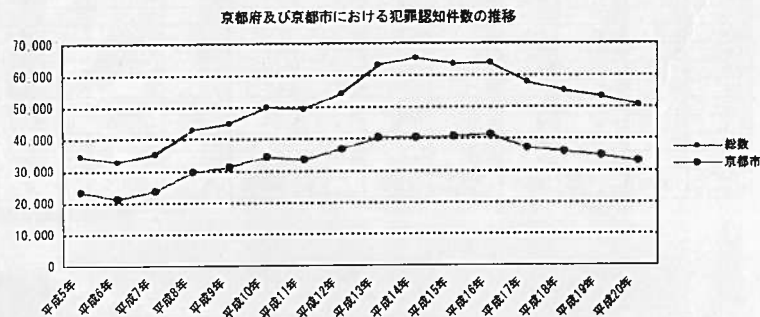
罪 名	認知件数	発生率	検挙件数	検挙人員	検挙率	前 年 比			
						認知件数	発生率	検挙件数	検挙人員
総 数	2,533,351	1,984.0	1,288,720	1,061,965	50.9	△17,532 (△0.5)	△122.1 (△5.8)	△96,685 (△7.1)	△102,381 (△8.6)
窃 盗	1,397	1.0	1,237	1,211	95.4	98 (8.2)	0.1	80 (6.9)	90 (4.5)
強 盗	4,278	3.4	2,612	2,813	61.1	△298 (△6.3)	△0.2	△178 (△4.4)	△172 (△5.8)
偽 造	28,291	22.2	20,180	23,164	71.3	△2,685 (△8.7)	△2.1	△1,882 (△8.5)	△2,234 (△9.0)
暴 行	31,641	24.8	21,955	22,399	69.3	△325 (△1.0)	△0.2	482 (2.2)	571 (2.6)
脅 迫	2,651	2.1	1,953	1,834	73.7	98 (3.8)	0.1	84 (4.5)	140 (8.3)
凶器携帯	16	0.0	13	83	81.3	△3 (△15.8)	△0.0	△7 (△35.0)	△76 (△47.8)
窃 盗 共 計	1,397,840	1,075.1	379,830	174,738	27.7	△57,116 (△4.0)	△44.0 (△3.9)	△5,404 (△3.9)	△5,706 (△3.2)
詐欺	64,427	50.5	30,277	12,006	47.0	△3,350 (△5.0)	△2.6	2,314 (8.3)	△77 (△0.6)
横 領	6,349	5.0	3,701	4,474	58.3	△1,035 (△14.0)	△0.8	△541 (△12.8)	△580 (△11.5)
遺失物等横領	70,364	55.1	65,920	65,306	93.7	△15,242 (△17.3)	△11.9	△15,329 (△18.9)	△15,900 (△19.9)
器物損壊	68,171	53.4	64,435	64,256	94.5	△15,278 (△18.3)	△11.9	△15,456 (△19.3)	△15,306 (△19.9)
雑 犯	41	0.0	31	30	75.6	△4 (△8.9)	△0.0	△17 (△36.4)	△6 (△16.7)
盗品隠匿等	3,866	3.0	3,821	3,401	93.7	△716 (△15.6)	△0.6	△819 (△18.2)	△826 (△19.5)
強 姦	1,582	1.2	1,336	951	83.8	△184 (△10.4)	△0.1	△68 (△4.9)	△62 (△6.1)
強姦未遂等	7,111	5.6	3,555	2,219	50.0	△533 (△7.2)	△0.4	13 (0.4)	△21 (△0.9)
公然わいせつ	2,351	1.8	1,782	1,613	75.5	75 (3.3)	0.1	64 (3.7)	△5 (△0.3)
わいせつ物頒布等	816	0.6	787	857	96.4	6 (0.7)	0.0	0 (0.0)	△35 (△3.9)
放 火	1,424	1.1	1,054	669	74.0	△95 (△6.3)	△0.1	△66 (△5.9)	△105 (△13.7)
失 火	273	0.2	123	82	45.1	56 (25.8)	0.0	37 (43.0)	6 (7.9)
毀 損	74	0.1	76	130	106.4	19 (34.5)	0.0	23 (41.8)	22 (22.4)
職業上人身被害	155	0.1	141	129	91.0	△32 (△25.1)	△0.0	△37 (△28.8)	△23 (△15.1)
公務執行妨害	3,239	2.5	3,071	2,945	94.8	△330 (△9.2)	△0.3	△288 (△12.2)	△236 (△7.4)
住居侵入	24,807	19.4	8,682	5,881	35.0	△2,576 (△9.4)	△2.0	△350 (△4.0)	△20 (△0.3)
器物損壊	178,191	139.5	13,129	6,400	7.4	△7,261 (△3.9)	△5.6	△488 (△3.8)	△95 (△1.4)
偽 造	6,503	5.1	5,097	1,810	78.4	582 (9.5)	0.4	655 (14.7)	△88 (△4.6)
賭博・當り	271	0.2	252	1,360	93.0	△153 (△36.1)	△0.1	△163 (△39.3)	△170 (△11.1)
暴力行為等処罰法 (2条・3条)	91	0.1	87	133	95.6	△21 (△18.8)	△0.0	△13 (△13.0)	△34 (△24.8)
危険運転致死傷	351	0.3	351	348	100.0	△33 (△19.1)	△0.1	△33 (△19.1)	△77 (△18.1)
自動車運転過失致死傷等	714,977	569.9	714,977	741,855	100.0	△66,636 (△8.5)	△51.8 (△8.5)	△66,636 (△8.5)	△75,479 (△9.3)
そ の 他	5,064	4.0	2,919	2,902	57.6	303 (6.4)	0.2	45 (1.6)	△81 (△2.6)

- 1 警察庁の統計及び法務省統計局の人口資料による。
- 2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。
- 3 () 内は、増減率である。

②市内の犯罪発生状況

市内の刑法犯認知件数は、平成16年をピークに減少が続いている。市内は、13の警察署で管轄しており、刑法犯認知件数は、伏見警察署が府下1位、山科警察署が2位、右京警察署が4位と上位に入っている。

刑法犯のうち、窃盗犯が75.3%を占める。自転車盗は8,648件発生し、他の罪種に比べて突出して多く、重点対象罪種の中でも48.9%を占めている。京都市は自転車を利用する人が多く、盗難件数も比例して多くなっている。

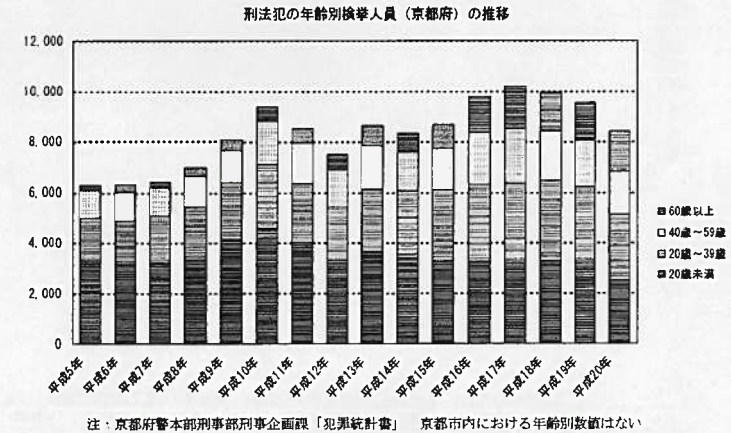


京都市における刑法犯及び街頭犯罪の認知件数（罪種別）

刑法犯合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
32,962	116 0.4%	1,208 3.7%	24,809 75.3%	900 2.7%	198 0.6%	5,731 17.4%

重点対象罪種	車上ねらい	自転車盗	オートバイ盗	自動販売機ねらい	部品ねらい	強制わいせつ等	強盗	空き巣	居空き	忍込み	自動車盗	ひったくり
17,703	2,720 15.4%	8,648 48.9%	2,883 16.3%	513 2.9%	1,352 7.6%	164 0.9%	66 0.4%	461 2.6%	67 0.4%	96 0.5%	255 1.4%	478 2.7%

年齢別検挙人員では、京都府全体のデータをみる限りでは、20歳未満の占める割合が減少、代わって20歳～39歳と60歳以上の割合がやや増加している。



平成20年の京都府犯罪統計書（21年9月発行）のP85「犯罪率の推移等」の項では、次のように指摘されている。

犯罪率の2要素である人口と刑法犯認知件数を、平成11年～平成20年の10カ年についてみると、京都府の人口は0.3%の減少であるが、刑法犯認知件数は2.2%増加している。（平成20年10月1日現在 総務省統計局発表推計人口）

京都府における人口10万人あたりの犯罪認知件数（犯罪率）は、平成20年の推計人口で計算すると1,912件であり、全国的には大阪府、愛知県に次いで第3位とかなり高い位置にいる。

京都府の犯罪率が高いことについては、京都府は大学が多く、総人口に対する大学生の比率は東京都の4.8%を押さえ5.2%で全国1位であること。そして、京都府の18歳から22歳の人口の150,277人（平成17年10月1日現在 京都府統計書（平成19年））と大学・短期大学の学生数165,882人（平成17年5月1日現在 京都府統計書（平成19年））との比較でも分かるように、住民登録をしていない大学生がかなり存在しているものと思われること。さらに、刑法犯検挙人員に占める大学生の割合が8.3%（20年中）と2位の東京都（6.6%）を大きく引き離して全国第1位であることなどが要因として考えられる。

このような指摘もあることから、常住人口でなく昼夜延人口（常住人口＋流入人口）千人あたり
に換算すると、政令市の認知件数は以下のとおりとなる。京都市は、名古屋市、大阪市、福岡市に
次いで第4位であり、凶悪犯において10位、粗暴犯において6位、窃盗犯において5位、知能犯に
おいて12位、風俗犯において3位ということになる。

政令指定都市の認知件数（平成20年度）

市名	刑法犯 認知件数	昼夜延人口 (常住人口＋ 流入人口) (国調17年)	人口千人 あたりの 刑法犯 認知件数	順位
札幌市	27,407	1,965,895	13.94	11
仙台市	14,649	1,157,662	12.65	13
さいたま市	21,366	1,391,021	15.36	10
千葉市	18,543	1,099,612	16.86	6
横浜市	44,830	3,978,973	11.27	15
川崎市	17,641	1,556,443	11.33	14
新潟市	10,795	838,537	12.87	12
静岡市	8,435	755,561	11.16	17
浜松市	9,348	850,706	10.99	18
名古屋市	59,044	2,731,855	21.61	1
京都市	32,982	1,715,400	19.22	4
大阪市	82,575	3,867,862	21.35	2
堺市	17,870	953,076	18.75	5
神戸市	28,657	1,732,891	16.54	8
岡山市	12,715	758,276	16.77	7
広島市	13,983	1,248,720	11.20	16
北九州市	17,639	1,071,640	16.46	9
福岡市	32,188	1,663,827	19.35	3

刑法犯認知件数の内訳

市名	凶悪犯	人口千人 あたり	粗暴犯	人口千人 あたり	窃盗犯	人口千人 あたり	知能犯	人口千人 あたり	風俗犯	人口千人 あたり
札幌市	133	0.07	889	0.45	21,253	10.81	847	0.43	199	0.10
仙台市	57	0.05	489	0.42	10,817	9.34	806	0.70	165	0.14
さいたま市	115	0.08	799	0.57	16,343	11.75	598	0.43	138	0.10
千葉市	63	0.06	589	0.54	14,160	12.88	883	0.80	103	0.09
横浜市	230	0.06	2,869	0.72	32,997	8.29	2,173	0.55	265	0.07
川崎市	75	0.05	1,032	0.68	12,824	8.24	775	0.50	118	0.08
新潟市	48	0.06	543	0.65	7,703	9.19	405	0.48	90	0.11
静岡市	38	0.05	333	0.44	6,268	8.30	403	0.53	62	0.08
浜松市	64	0.08	360	0.42	7,054	8.30	322	0.38	34	0.04
名古屋市	256	0.09	1,877	0.69	44,582	16.32	1,991	0.73	273	0.10
京都市	116	0.07	1,208	0.70	24,809	14.46	900	0.52	196	0.12
大阪市	447	0.12	2,807	0.73	65,064	16.82	3,697	0.96	533	0.14
堺市	80	0.08	570	0.60	14,257	14.96	570	0.60	81	0.08
神戸市	149	0.09	1,666	0.96	20,654	11.92	997	0.58	176	0.10
岡山市	47	0.06	539	0.71	9,653	12.73	482	0.64	71	0.09
広島市	65	0.05	712	0.57	9,588	7.68	683	0.55	131	0.10
北九州市	121	0.11	893	0.83	13,140	12.26	642	0.60	113	0.11
福岡市	143	0.09	1,097	0.66	25,352	15.24	868	0.52	148	0.09

注：国調常住人口及び流入人口は平成17年数値

資料：平成20年政令指定都市刑法犯及び街頭犯罪対象罪種別認知件数一覧（福岡市調べ）

認知件数のいずれも、政令指定都市を管轄する警察署を基準に算出。

放置自転車の台数は以下のとおりである。1日限りの調査とはいえ、京都市の放置自転車台数は
昼夜延人口換算で、大阪市、川崎市、名古屋市の約半数となっており、政令市の中で第9位である。

政令指定都市における放置自転車の台数（平成19年10月1日付け）

市名	放置箇所数	放置台数	1箇所あたり 台数	昼夜延人口（常住人口＋ 流入人口） (国調17年)	人口千人 あたり	順位
札幌市	42	14,198	338	1,965,895	7.2	5
仙台市	4	1,028	257	1,157,662	0.9	17
さいたま市	11	5,297	482	1,391,021	3.8	10
千葉市	25	6,687	267	1,099,612	6.1	6
東京都区部	215	70,184	326	11,843,942	5.9	4
横浜市	84	24,707	294	3,978,973	6.2	7
川崎市	23	12,921	562	1,556,443	8.3	3
新潟市	2	1,021	511	838,537	1.2	15
静岡市	4	1,148	287	755,561	1.5	13
浜松市	1	128	126	850,706	0.2	18
名古屋市	58	21,852	377	2,731,855	8.0	2
京都市	33	7,696	236	1,715,400	4.6	9
大阪市	120	50,371	420	3,867,862	13.0	1
堺市	2	1,493	747	953,076	1.6	12
神戸市	22	3,994	182	1,732,891	2.3	11
岡山市				758,276		
広島市	4	1,167	292	1,248,720	0.9	16
北九州市	7	1,259	180	1,071,640	1.2	14
福岡市	22	7,756	353	1,663,827	4.7	8

資料：駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果（平成19年）内閣府政策統計官

③政令市における取組の方針

京都市以外の政令指定都市の取組状況を見ると、17都市中、11都市が市条例を制定し、14都市が基本計画や推進計画等を策定し、防犯まちづくりのための施策を推進している（条例を定めず、計画を策定しているのは千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、福岡市である）。

犯罪被害者等の支援については、政令指定都市のうち犯罪被害者支援窓口を開設しているのは、本市のほか、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、北九州市、福岡市であるが、開設に向けて準備を進めている都市もある。

政令市の条例制定及び計画策定状況（平成22年3月現在）

No.	都市名	条例の名称	計画の名称
1	札幌市	犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例（21年4月施行）	犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画（22年3月）（53p）
2	仙台市	仙台市安全安心街づくり条例（18年4月施行）	仙台市安全安心街づくり基本計画（19年3月）（54p）
3	さいたま市	さいたま市防犯のまちづくり推進条例（18年4月施行）	さいたま市防犯のまちづくり推進計画（21年3月）（63p）
4	千葉市	—	千葉市地域防犯計画（18年3月）（24p）
5	横浜市	—	よこはま安全・安心プラン～地域防犯力の向上をめざして～改訂版（20年3月）（67p）
6	川崎市	—	川崎市安全・安心まちづくり基本方針（協議会発行）（13p）
7	新潟市	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（19年4月施行）	新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進計画（19年9月）（27p）
8	静岡市	—	静岡市防犯まちづくり推進計画（21年6月）（45p）
9	浜松市	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（22年1月施行）	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画（案）（パブリック・コメント制度により意見募集）
10	名古屋市	安心安全で快適なまちづくりなご条例	—
11	京都市	京都市生活安全条例（11年4月施行）	京都市生活安全基本計画（12年8月）（35p）
12	大阪市	大阪市安全なまちづくり条例（14年4月施行）	大阪市安全なまちづくり計画（14年12月）（約15p）
13	堺市	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例（21年施行）	—
14	神戸市	神戸市民の安全の推進に関する条例（10年1月施行）	（参考）神戸市安全都市づくり推進計画（18年6月）（126p）
15	岡山市	岡山市安全・安心まちづくり条例（17年4月施行）	（参考）岡山市安心安全ネットワークレポート（20年3月）（132p）
16	広島市	広島市安全なまちづくり推進条例（16年7月施行）	安全なまちづくりの推進に関する基本計画（18年12月）（13p）
17	北九州市	（検討中）	—
18	福岡市	—	犯罪のない安全で住みよいまちづくり活動プラン（19年2月）（45p）

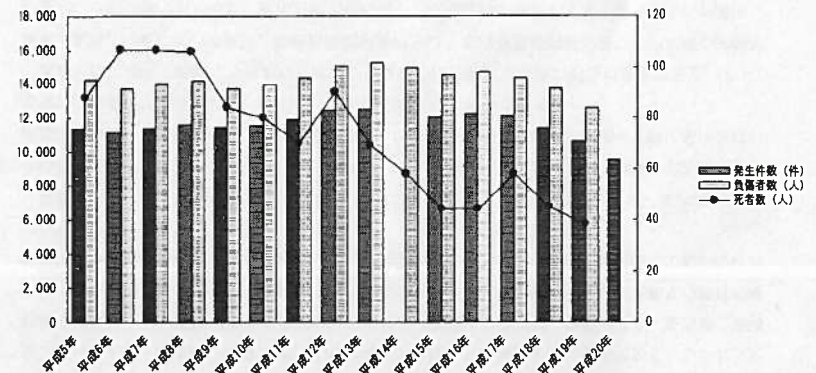
（2）交通事故発生状況

全国及び京都市内の交通事故の発生件数、負傷者数、死者数の推移は次のとおりである。全国においては、平成15～16年が発生件数、負傷者数ともにピークで、それ以降減少に転じている。京都市においてはピークが早く、平成12～13年から減少に転じている。このため、近年の京都市の減少傾向は、全国より顕著となっている。

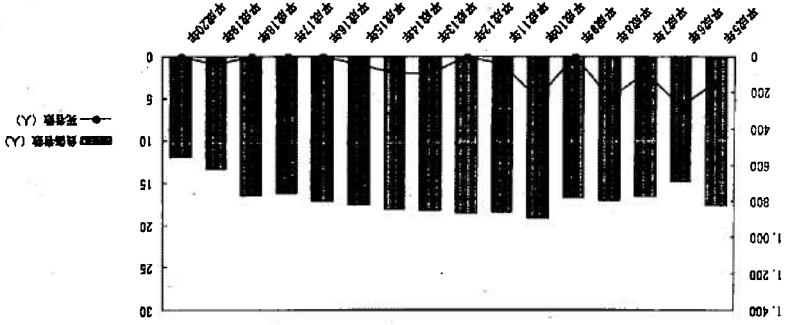
	全国						京都市					
	発生件数(件)	指数	負傷者数(人)	指数	死者数(人)	指数	発生件数(件)	指数	負傷者数(人)	指数	死者数(人)	指数
平成10	803,878	100	990,675	100	9,211	100	11,562	100	13,954	100	80	100
11	850,363	106	1,050,397	106	9,006	98	11,901	103	14,357	103	70	88
12	931,934	116	1,155,697	117	9,066	98	12,468	108	15,110	108	90	113
13	947,169	118	1,180,955	119	8,747	95	12,504	108	15,246	109	69	86
14	936,721	117	1,167,855	118	8,326	90	—	—	14,948	107	58	73
15	947,993	118	1,181,431	119	7,702	84	12,079	104	14,548	104	44	55
16	952,191	119	1,183,120	119	7,358	80	12,236	106	14,885	105	44	55
17	933,828	116	1,156,633	117	6,871	75	12,088	105	14,338	103	58	73
18	886,864	110	1,098,199	111	6,352	69	11,405	99	13,717	98	45	56
19	832,454	104	1,034,445	104	5,744	62	10,586	92	12,564	90	38	48
20	766,147	95	945,504	95	5,155	56	9,537	82	—	—	—	—

京都市における15歳以下の子どもの被害は減少しているが、高齢者の負傷者数は増加傾向にある。

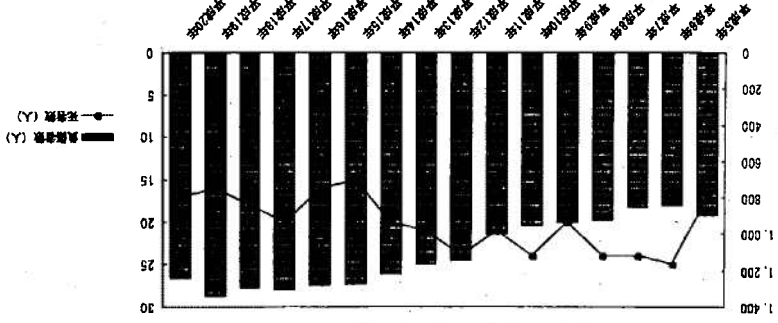
京都市における交通事故発生状況の推移



子ども（15歳以下）の被害状況の推移



高齢者（65歳以上）の被害状況の推移



(3) 地域的特性

安心安全の京都市特性

かつて三都という、京・大阪、江戸のことであったが、こんにち京都市は人口約147万人で、東京、横浜、大阪、名古屋、札幌、神戸に次ぐ国内7番目の人口規模をもつ都市である。しかし、人口運動のほげしい大都市であることにかわりがなく、昼間人口比では、大阪、東京、名古屋、福岡に次ぐ5番目の、周辺からの求心性を持った都市である。すなわち成員がみな顔見知りの農村的地域共同体とは正反対の、安心安全を保ちにくい社会構造であることは基本的に認識しておかなければならない。

京都市の人口千人あたりの刑法犯（そのほとんどが窃盗犯）は22.46件で、大阪、名古屋に次ぐ3番目の多さで、政令市平均の17.68より27%も高い。犯罪率の高さは大都市の特性であるが、京都市区部は、犯罪件数こそとびぬけて多いが、人口当たりの件数は政令市に比べて特にはいえない。大都市でありながら、東京は比較的安全がよいということである。

大都市性に加えて認識しておかなければならないのは、単独世帯数の割合の多さである。東京、福岡、大阪、川崎に次いで高い。単独世帯数が多いというのは産業活動が活発で若い未婚の労働者が多いことの指標でもあるが、逆に労働力率の低さ、産業活動が停滞して働き盛りの人口が流出し高齢者が単身取り残されていることの指標でもある。京都の場合、むしろ後者であることは、高齢単身者世帯が、大阪、北九州市、神戸市に次いで第4位であること、高齢（高齢単身または高齢夫婦）世帯が北九州市、神戸市、大阪に次いで第4位であることからわかる。すなわち京都は、単独では自ら身を守る力が比較的弱くなった高齢者の多い大都市なのである。

また、京都市は年間6,000万人が訪れる国内有数の観光都市である。しかも富裕層の多いM1C層では自ら身を守る力が比較的に弱くなった高齢者の多い大都市なのである。

第1は、観光客流入の少ない大都市と比べて、一日当たり約14万人、ピーク時には100万を超える観光客や富裕層の安心安全を保つ責務をも負っていることである。第2はこの大量の観光客に起因して、犯罪者も流入しやすいことである。日本は国内には反体制武装勢力のいない国であり、その意味では安全であるが、大規模災害や鳥インフルエンザやBSE発生の際の大量の観光客に対する安心安全施策や、要人・富裕層を狙う国際テロや誘拐に対する剛性をもたなければ、観光振興の基盤が脆弱であるといわれかねない。

安心安全に関係する都市インフラに関しては、2つのことにおかれておかなければならない。第1は、木造住宅の多さである。全住宅棟数に占める木造住宅の比率を見れば東京、大阪などの低いグループに属するが、全住宅面積に占める木造住宅面積では、新潟、茨城、静岡、仙台など高いグループに属する。近年「町屋」の都市景観的よさが評価されつつあるが、耐震補強や火災対策のできていない木造住宅の密集は、以前から言われているように、都市防災にとって非常に危険な要素である。

第2は道路と保有自動車台数の低さである。而して道路延長は政令市のなかで最低に近く、人口当たり保有自動車台数も東京、大阪、川崎、横浜、神戸に次いで少ない。すなわち自動車交通発達以前に、公共交通の発達とともに成長したまちであるということである。高齢になっても自動車を持たずに暮らすという利便性の高さは確かにあるが、その生活道路に自動車の進入を許せば、歩行者対自動車の事故の原因ともなる。現在のところ、交通事故の人口10万人あたり発生件数は、たまちで多いが、京都の数値は政令市の平均とほぼイコールであり、死者数は政令市平均の2.7人より低い2.4人である。生活道路への自動車の進入は、一定程度成熟しているといつてよいだろう。しかし、現在生活道路への進入が全く規制されていない自転車の高さと高齢者比率の高さの相乗が、いかなる結果を生むかは簡単にわかることである。

京都の「パベンチージ」

京都は大都市としての歴史が最も長く、農村的地域共同体（コミュニティ）とは正反對の人間関係文化、都市的なライフスタイルを持つているまちである。農村的地域共同体（コミュニティ）の人間関係文化を都市に持ち込んだ江戸下町の長屋のような、より具体的に言えば米や味噌を貸し借りし、隣家の夫婦喧嘩の仲裁に入るような、共生的な人間関係の伝統はない。すなわち、京都には地域コミュニティは昔からない。

しかし、京都の地域社会には、建築についての町の規律や安心安全を守る規制意識は伝統的に強く厳しいものがあつた。例えば軒の雨だれ線を道路に伸ばさない約束や、小火（ぼや）を出したときには近所に裸足で詫言に回る習慣など、それは社会的には一時的共同体＝コミュニティというよりはむしろ地域アソシエーション（二次的共同体）というべきものであつた。普段べたべたとばかり付き合いが、防災防犯に関しては、しっかりと共同性をもつという、この都市の人間関係文化が、安心安全施策にとっては「パベンチージ」となる。

先に京都は、高齢者の多い大都市であるという特徴を述べた。単独では自ら身を守る力が比較的に弱くなった高齢者の安心安全施策が必要であるという点においては、ライフスタイル「パベンチージ」であるが、昼間うちを留守にする労働人口ではなく、昼間うちにいる高齢者人口が多いことは「パベンチージ」となりうる。かつて『アメリカ大都市の死と生』（1981）のなかで、ジェーン・ジェイコブス（1916-2006）は、ボストン郊外の瀟灑な住宅街よりも、イタリヤ移民の多い貧民街のほうが犯罪率が低いのは、常に街路に多数の目が注がれていることであることを解明した。高齢者がうちの前の床机に腰掛け日向ぼっこをしながら、道行く人を見守る情景は、地域の防犯力、安心安全施策にとっては大きな「パベンチージ」といえよう。

安心安全施策の京都的特徴

安心安全施策の京都市としての特徴は、観光旅行者を対象とした施策が含まれていること、一人暮らしお年寄りサポーター養成事業や被害者支援施策が考えられていること、各区役所・支所だけでなく、さらに各区内をいくつかのブロックに分けた市民の協議の場が設定されていること等であ

る。

今後は、地域コミュニティを軸に日常的なまちづくりという観点から防犯・交通事故防止をとらえ直し、地域安心安全ネットワーク形成事業の深化とともに、学生防犯ボランティア（ロッキモビキース）をはじめとするさまざまな活動団体・まちづくりとの連携・協働を促進する必要がある。また、安心安全ビジネスの活用を図ることも必要である。

市行政の取組（防犯整備）と、支援（財政的・物的支援、拠点整備）のあり方、情報提供（不審者情報・犯罪発生情報等）のあり方については、一層検討する必要がある。

2. 政令市における取組の方針

自治体名	仙台市	都市区分
------	-----	------

防犯計画の名称	仙台市安全安心街づくり 基本計画（64p） 企画市民局市民生活部市民生活課（地域安全係）	担当課	企画市民局市民生活部市民生活課（地域安全係）
計画の範囲	主として日常の行動圏内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、振り込め詐欺、子供を連れ去りなどの犯罪）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為の減少についての取組。 また犯罪と因果関係が深いものであっても、女性に対するセクシュアル・ハラスメントや子供等を対象とした虐待等、既に体系的な取組が行われているものは含まない。	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備
計画の範囲	主として日常の行動圏内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、振り込め詐欺、子供を連れ去りなどの犯罪）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為の減少についての取組。 また犯罪と因果関係が深いものであっても、女性に対するセクシュアル・ハラスメントや子供等を対象とした虐待等、既に体系的な取組が行われているものは含まない。	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備

計画の範囲	主として日常の行動圏内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、振り込め詐欺、子供を連れ去りなどの犯罪）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為の減少についての取組。 また犯罪と因果関係が深いものであっても、女性に対するセクシュアル・ハラスメントや子供等を対象とした虐待等、既に体系的な取組が行われているものは含まない。	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備
計画の範囲	主として日常の行動圏内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、振り込め詐欺、子供を連れ去りなどの犯罪）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為の減少についての取組。 また犯罪と因果関係が深いものであっても、女性に対するセクシュアル・ハラスメントや子供等を対象とした虐待等、既に体系的な取組が行われているものは含まない。	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備

計画の範囲	主として日常の行動圏内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、振り込め詐欺、子供を連れ去りなどの犯罪）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為の減少についての取組。 また犯罪と因果関係が深いものであっても、女性に対するセクシュアル・ハラスメントや子供等を対象とした虐待等、既に体系的な取組が行われているものは含まない。	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備
計画の範囲	主として日常の行動圏内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、振り込め詐欺、子供を連れ去りなどの犯罪）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為の減少についての取組。 また犯罪と因果関係が深いものであっても、女性に対するセクシュアル・ハラスメントや子供等を対象とした虐待等、既に体系的な取組が行われているものは含まない。	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備	基本目標（施策の体系）： （1）市民自らの防犯力の向上 （2）市民の防犯意識、危険認知、防犯能力の向上 （3）児童生徒等子供を犯罪被害から守る （4）規範意識の向上、非行防止の取組 （5）女性、高齢者等を犯罪被害から守る （6）犯罪の起きにくい環境の整備 （7）迷惑行為の減少への取組 （8）地域における関係団体による環境の整備

自治体名	札幌市	都市区分
------	-----	------

[防犯関係計画]				
防犯計画の名称	(審議中)	策定年月	(21年10月 策中量とりま とめ予定)	条例の存在 犯罪のない安全で安心な条例(21年4月施行)
担当課	市民まちづくり局地域振興課			
計画の範囲	興地区政課(生活安全係)			
目標・基本指針等	詳細不明			
地域における取組	詳細不明			
計画の位置づけ・計画の特徴	・条例第7条に基づく。			
計画の特徴・その他				

担当課	市民まちづくり局地域振興部生活安全課	計画の範囲	市民まちづくり局地域振興部生活安全課
第8次交通安全計画	数値目標：平成22年までに24時間死者数を35人以下に。（30日以内死者数等も減少） 9つの柱：道路交通環境の整備／交通安全思想の普及徹底／都心における交通対策／安全運転の確保／車両の安全性の確保／道路交通秩序の維持／救助・救急活動の充実／交通事故・被害者の支援の充実／研究開発及び調査研究の充実	計画の範囲	市民まちづくり局地域振興部生活安全課
その他特長	・被害者の支援の充実／研究開発及び調査研究の充実 ・交通安全の確保／車両の安全性の確保／道路交通秩序の維持／救助・救急活動の充実／交通事故・被害者の支援の充実	計画の範囲	市民まちづくり局地域振興部生活安全課
存在	存在	計画の範囲	市民まちづくり局地域振興部生活安全課

人口規模	1,894,344	面積規模	1,121.12	統計人口	（平成19年10月1日） （平方キロ）
------	-----------	------	----------	------	------------------------

担当課	企画市民局市民生活部市民生活課（地域安全係）	計画の範囲	企画市民局市民生活部市民生活課
第8次交通安全計画	数値目標：平成22年までに、年間24時間死者数を30人以下に。 8つの柱：道路交通環境の整備／交通安全思想の普及徹底／安全運転の確保／車両の安全性の確保 その他特長 ・被害者の支援の充実／研究開発及び調査研究の充実 ・交通安全の確保／車両の安全性の確保／道路交通秩序の維持／救助・救急活動の充実／交通事故・被害者の支援の充実	計画の範囲	企画市民局市民生活部市民生活課
存在	存在	計画の範囲	企画市民局市民生活部市民生活課

人口規模	1,028,775	面積規模	788.09	統計人口	（平成19年10月1日） （平方キロ）
------	-----------	------	--------	------	------------------------

[防犯関係計画]		防犯計画の名称		川崎市民安全・安心まちづくり基本方針（川崎市民安全・安心まちづくり推進協議会発行）（13p）		担当課		計画の範囲 犯罪発生防止の機会を減らすための取組を指し、市民生活に身近な犯罪の未然防止を対象とする。		目録・基本指針等		地域における取組の特徴		計画の位置づけ・その他	
策定年月		平成18年5月		条例の存在		—		特に定めず		計画期間		市民・こども局市民生活部 地域安全推進課		犯罪発生防止の機会を減らすための取組を指し、市民生活に身近な犯罪の未然防止を対象とする。	
基本方針： (1) 市民一人ひとりの自主的な防犯活動の推進 (2) 防犯活動の継続的・持続的な取組の推進 (3) 地域活動との連携～地域コミュニケーション～ (4) こどもを犯罪被害者から守る (5) 犯罪・防犯情報の提供 詳細不明															
川崎市民安全・安心まちづくり推進協議会の設立により、取組の基本方針を策定。															

[第8次交通安全計画]			
担当課 市民・こども局市民生活部地域安全推進課			
第8次交通安全計画 数値目標：平成22年までに、年間死者数32人以下。 7つの柱：道路交通環境の整備／交通安全思想の普及徹底／安全運転の確保／道路交通安全の維持 その他特徴 救助・救急活動の充実／交通事故被害者等に対する支援／研究開発及び調査研究の充実			
存在			
被害者支援窓口の有			
人口総数 (平成19年10月1日)		面積総数 (平方キロ)	推計人口 (平成19年10月1日)
1,369,443		144.35	

防犯関係計画			
防犯計画の名称	よこしま安全・安心プラン ～地域防犯力の向上をめ ざして～改訂版(610)		
担当課	安全管理局予防部地域安全 推進課	計画の範囲	主として市民生活に身近な犯罪(侵入盗、自動車盗、自転車盗、ひったくり、振り込み詐欺、子ども連れ去り、強姦やわいせつ、放火等)を対象。「防犯」は、犯罪の事前予防を指し、主として犯罪の発生防止を指し、市民生活に身近な犯罪の未然防止を指す。
目録・基本指針等	基本的な考え方：地域防犯の展開～地域コミュニケーション～まちづくり 地域防犯の基本目標： (1) 地域における自主的な取組が力を合わせることで、犯罪を減らすことにより、犯罪被害者(犯罪を犯そうと企てる人)を寄せ付けず、犯罪に強い快適な地域をつくる。 (2) 身近な犯罪の発生を防ぐことにより、横浜市民全体の犯罪率を継続的に減少させ、市民一人ひとりの犯罪に対する不安感を軽減していく。 地域防犯の基本方針： (1) 市民一人ひとりが自覚し取組む (2) 地域で力を合わせみんなで行う (3) 様々な工夫を行い継続的に取り組む		

[第8次交通安全計画]			
担当課 道路局総務部交通安全・放置自転車課			
第8次交通安全計画 数値目標：年間死者数を、これまで達成できなかった80人以下に。 5つの柱：安全かつ円滑な道路交通環境の整備／生涯にわたる交通安全教育の推進／住民参加型の交通安全活動の推進／安全運転確保対策の推進 その他特徴 救急・救助体制の充実			
存在			
被害者支援窓口の有			
人口総数 (平成18年10月1日)		面積総数 (平方キロ)	推計人口 (平成18年10月1日)
3,627,420		437.36	

自治姓名	市町村	全国市町村
------	-----	-------

防犯計画の名称	新潟市犯罪のない安心、安全なまちづくり推進計画	平成19年5月	条例(19年4月施行)
担当課	市民生活部コミュニティ支援課安心・安全推進室	計画期間	平成19～21年度

〔防犯關係計畫〕

計画の範囲	犯罪の未然防止 目標：安んじて安全に暮らすことのできる新潟市の実現
計画の範囲と対象	数値目標： 防犯ボランティア団体数 30 団体（-70 件） 防犯ボランティア活動参加人員 2,000 人→3,000 人 防犯講習会の開催数 9 回→24 回 黄色回転灯・パトロール登録台数 14 台→30 台 セーフティ・ステーション登録数 4,500 人→6,000 人 不審者メモ・配付登録台数 10,800 人→12,000 人 基本的方向（施策の体系）： （1）防犯意識の涵養（ひとづくり） 自主防災意識の高揚、情報の発信／ひとづくり／子どもへの教育及び指導 （2）防犯力の涵養（地域社会づくり） 市民等による自主防犯活動の促進／地域の特性に応じた対策の推進／防犯上の配慮を要する者の安全確保／犯罪被害者等に対する支援 （3）犯罪が起きにくくいまより安全な環境の整備 公共施設の防犯性の向上／学校等における防犯性の向上／通学路等における防犯性の向上／遊歩道等の防犯性の向上／住宅における防犯性の向上／住宅における防犯性の向上／店舗等における防犯性の向上／空地・空家における措置 ・個人の都合の良い時間を利用した「ながらパトロール」の促進。 ・条例で「防犯月間」「防犯の日」を定め、市民一斉パトロール事業等を行う。
計画の位置づけ・特徴	・条例第 8 条に基づき ・犯罪被害者等施策に関する項目を含む。 ・条例第 21〜24 条に基づき「学校等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針」「通学路等における子どもに対する犯罪の防止に関する指針」「道路等の犯罪の防止に関する指針」「住宅の犯罪の防止に関する指針」等を定む。

[第8次交通安全計画]

担当課	市民生活部 コミュニティ支援課安全・安全推進室
目録・沿革等の注	数値目録：平成22年までに、年間交通事故死者数を37人以下に 重点施策：高齢者の交通事故防止／シートベルト着用の徹底／安全速度の励行と定着化／軌道運輸 の発展・旅客の注
その他特長	の世継／年間交通安全事故防止 分野別課題：①道路交通の分野別施策＝道路交通機関の整備／交通安全思想の普及と徹底／道路交 通秩序の維持／歩道・敷地活動の充実／交通事故被害者に対する対策の推進 ②陸域における交通の安全

有	貸借者支取窓口の 存在
---	----------------

人口規模	812, 783	面積	726. 10
------	----------	----	---------

自治姓名	肇國市	縣區區分
------	-----	------

防犯計画の名称	静岡市防犯まちづくり推進計画（45p）	策定年月	平成21年6月策定	本例の存在	—
担当課	生活市民局市民生活都市生活課	計画期間	平成21～24年度		
計画の範囲	犯罪の防止				

[防犯關係計劃]

基本理念 市民、事業者、学校等がそれぞれの役割を分担し、地域住民全体の抱抱意識、防犯意識を高め、自己防衛活動への参加や協力を促すことで、互いの交差を深め、活力あふれる地域社会を形成し、互いに支え合い、安全に安心して暮らすことができるまらの実現を目指す。 活動指標： 地区安全会議を立ち上げ団体20団体・36団体（24年度）→43団体（市基本構想目標・26年度） 黄色低犯防犯パトロール車登録台数237台→253台（24年度）→260台（市基本構想目標・26年度） 目録： 犯罪発生件数8,880件→現状値10％減（24年度）→現状値15％減（市基本構想目標・26年度）	（1）知る-防犯のことを知る 情報を知り防犯の意識を高めよう／防犯について学ぼう／犯罪被害者について理解しよう （2）支え合う-力を合わせよう 地域の情実意識、連帯感を高めよう／力を合わせ自発的に活動しよう／犯罪に遭ってしまった人たちに支えよう （3）つくる-犯罪に負けないまちをつくる まちを見守り安全にしよう／まちから危険な場所をなくそう／防犯に配慮した住まいにしよう ・ 静岡市地域防犯活動支援委員会による「地区安全会議」として市内20 団体が組織される（平成20 年度まで）に、市内43 中校区中20）、地区安全会議は自主防犯活動を行う団体で、中学校区を基本単位として、捜査の治安、町内会等による自主防犯パトロール活動の実施、立 ・ 犯罪被害者等施設に関する項目を含む。 ・ 取組ごとに市内担当部署を配して行う。
---	---

〔第8次交通安全計画〕

担当課	生活市民局民生生活課
問合せ先	詳細不明
備考	第8次文芸委員会 の目標・建築の注・ その他情報

敬請寄文函張口の 有	存在
---------------	----

人口規模	710,749	面積規模	1,388.78
(平成18年10月1日)		(平方キロ)	
通計人口			

人口規模	812, 783	面積	726. 10
------	----------	----	---------

自治体名 浜松市 都市区分

防犯計画の名称	(推進指針を策定予定)	策定年月	——	条例の存在	(浜松市防犯まちづくり条例を制定予定)	計画期間	——
担当課	生活文化部市民生活課	計画期間	——	計画の範囲	——	目標・基本指針等	——
地域における取組	——	地域における取組	——	計画の位置づけ・特徴	——	その他特徴	——

担当課	都市計画部交通政策課	詳細不明	その他特徴	——
第8次交通安全計画	第8次交通安全計画	目標・施策の注・	——	——
被害者支援窓口の存在	有	被害者支援窓口の存在	——	——

人口総数	810,646	面積総数	(平方キロ)	1,511.17	人口密度	(平成19年10月1日)
------	---------	------	--------	----------	------	--------------

自治体名 名古屋市 都市区分

防犯計画の名称	——	策定年月	——	条例の存在	あり安全で快適なまちづくりなどや条例	計画期間	——
担当課	市民経済局地域政策部地域安全推進課	計画の範囲	——	目標・基本指針等	——	地域における取組	——
計画の位置づけ・特徴	——	計画の位置づけ・特徴	——	計画の位置づけ・特徴	——	計画の位置づけ・特徴	——

担当課	市民経済局地域政策部地域安全推進課	第8次交通安全計画	第8次交通安全計画	被害者支援窓口の存在	——
その他特徴	——	その他特徴	——	その他特徴	——
第8次交通安全計画	第8次交通安全計画	目標・施策の注・	——	——	——

人口総数	2,236,561	面積総数	(平方キロ)	326.46	人口密度	(平成19年10月1日)
------	-----------	------	--------	--------	------	--------------

自治体名 大阪市

都市区分

防犯計画の名称	大阪市安全なまちづくり計画(約15年)	策定年月	平成14年12月	条例の存在	条例(14年4月施行)
担当課	市民局市民安全まちづくり担当/大阪地域安全対策本部(平成20年9月設置)	計画期間	一ト1の75を返上など一定の目標を達成した時点で、適宜見直す。	計画は、犯罪発生件数が減少し刑法犯発生件数全国7特に定めます。	
計画の範囲	犯罪による市民の生命、身体及び財産に対する危害及び被害の防止 火災・地震などの分野及び交通安全については、すでに独立した枠組みで施策が体系化されているため、ここでは「安全」には含まない。				
目標・基本指針等	基本的な考え方： (1) 自らを守る意識の高揚 (2) 地域における防犯活動の推進 (3) 推進体制の整備 本市の取り組み＝知識の普及と啓発活動の推進/市民活動への支援/犯罪防止に配慮した都市環境づくりの推進/学校園等における安全(防犯)対策の推進/高齢者、障害者、被害のある人を対象とした被害者の検挙/市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備 市民の取り組み＝互いに連携を深め、一体となって防犯活動に取り組みることが必要 事業者の取り組み＝地域住民と一体となって取り組むことが必要 街頭犯罪発生を抑制するため、全市域を対象とする「地域防犯カメラ設置補助制度」と、地域安全対策推進モデル区を対象とする「事業者防犯カメラ設置補助制度」がある。前者は、町会やマンション管理組合等が、道路等の公共空間が撮影範囲に含まれる防犯カメラを設置する場合にその設置費用の一部を補助するもの。後者は、東淀川区、東住吉区、平野区内の駐車場・コンビニエンスストア・ガソリンスタンドの事業者が設置する防犯カメラの経費の一部を補助するもの。 行う(大阪市住まい公社民間住宅棟)。 (計画)の構成：取組内容が市、市民、事業者の別になっている。				
地域における取組の特徴					
計画の位置づけ・その他					

【防犯関係計画】

計画の位置づけ・その他					
地域における取組の特徴					
計画の特徴・その他					

【第8次交通安全計画】

市民局市民安全まちづくり担当					
第8次交通安全計画					
目標・施策の柱・その他特徴	被害者の減少 8つの柱：交通安全思想の普及徹底/安全運転の確保/安全交通環境の整備/総合的な駐車対策の推進/道路交通秩序の維持/救助、救急活動の充実/交通事故相談活動の推進及び交通事故被害者支援の充実/調査研究の充実 【鉄道交通の安全】 数値目標：乗客の死傷者ゼロ。運転事故件数の減少 8つの柱：鉄道交通環境の整備/鉄道車両の安全性の確保/鉄道の安全な運行の確保/救助、救急活動の充実/鉄道事故の原因究明のための総合的な調査研究の推進				

被害者支援窓口の存在	有
------------	---

人口総数	2,643,805	面積総数	(平方キロ)	222.30
総人口	(平成19年10月1日)			

自治体名 堺市

都市区分

防犯計画の名称	市民安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例(21年10月施行)	策定年月	計画期間	市民人権局市民生活部市民協働課(地域安全課)	担当課
計画の範囲					
目標・基本指針等					
地域における取組					
計画の特徴・その他					

【防犯関係計画】

第8次交通安全計画					
目標・施策の柱・その他特徴	【道路交通の安全】 数値目標：平成22年までに、交通事故死者数を6,800人以下に。交通事故死者数を22人以下に。具体的な施策：交通安全思想の普及徹底/安全運転の確保/道路交通環境の整備/総合的な駐車対策の推進/車両の安全性の確保/道路交通秩序の維持/救助、救急活動の充実/損害賠償の適正化をほじめていた被害者支援の推進/調査研究の充実 【鉄道交通の安全】 数値目標：平成22年までに、路切事故件数をゼロに。 具体的な施策：路切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進/路切保				
被害者支援窓口の存在					

人口総数	834,668	面積総数	(平方キロ)	149.99
総人口	(平成19年10月1日)			

自治体名	神戸市	都市区分	
------	-----	------	--

【防犯関係計画】

防犯計画の名称	神戸市安全都市づくり推進計画（126p）	策定年月	平成18年6月	条例の存在	神戸市民の安全の推進に関する条例（10年1月施行）
担当課	危機管理室	計画期間	平成18～22年度		
計画の範囲	防災・防犯・交通安全など広範囲にわたる				
目標・基本指針等	減災・防犯から始まる安全都市推進プランから抜いたほうがいい途中途中途中途中途中途中				
地域における取組の特徴					
計画の位置づけ・計画の特徴・その他	・神戸市地域防災計画における事業計画の役割を担うとともに、平成17年度策定の中期計画「神戸2010ビジョン」における「4 減災・防犯から始まる安全都市推進プラン」（該当箇所10p）を補完・具体化する役割を担う。				

【第8次交通安全計画】

担当課	市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課				
第8次交通安全計画の目標・施策の柱・その他特徴	〔道路交通安全〕 数値目標：平成22年までに、24時間死者数を40人以下に、30日以内死者数等を減少。死傷者数を12,000人以下に。 9つの柱：道路交通環境の整備／交通安全思想の普及徹底／総合的な駐車対策の推進／安全運転の確保／道路交通秩序の維持／救助・救急活動の充実／調査研究の充実／踏切道における交通安全／交通事故被害者対策の充実強化 〔鉄道交通安全〕 数値目標：乗客の死傷者ゼロに。運転事故件数の減少 7つの柱：鉄道交通環境の整備／鉄道の安全な運行の確保／鉄道車両の安全性の確保／新交通システムの運行上の安全／救助・救急活動の充実／被害者支援の推進／研究開発及び調査研究の充実				

被害者支援窓口の存在				
------------	--	--	--	--

人口規模 （平成19年10月1日推計人口）	1,530,168	面積規模 （平方キロ）	552.80
--------------------------	-----------	----------------	--------

自治体名	岡山市	都市区分	
------	-----	------	--

【防犯関係計画】

防犯計画の名称	（参考） 岡山市安心安全ネットワークレポート（132p）	策定年月	平成20年3月	条例の存在	岡山市安全・安心まちづくり条例（17年4月施行）
担当課	岡山市安全・安心ネットワーク推進室	計画期間	—		
計画の範囲	本レポートでは、市民協働事業として地域課題解決を図る分野を「防犯」「防災」「環境美化」「地域福祉」「健康づくり」の5分野とし、また「地域の安全・安心」に向けた受け皿となる組織を「安全・安心ネットワーク」として、協働による課題解決のしくみの構築のあり方について模索していく。				
目標・基本指針等	基本理念：助け合い、支え合うやさしい心を象徴する言葉として「美しい心のまち・おかやま」を合い言葉に、岡山市の安全で安心なまちづくりを推進。（本プランの基本理念を「美しい心のまち・おかやま」運動と連動させ、『まちを愛する気持ち』と位置づける） モデルケース： (1) 学区・地区の特性を活かした組織づくり（プラットフォームの構築） (2) 地域での活動拠点を活かす (3) 団体間のゆるやかな連携 (4) ネットワークでの活動の調整役（コーディネーター）の存在 (5) 定期的な地域情報の共有による“顔の見える関係づくり”				
地域における取組の特徴	・小学校区・地区を基本単位とする「安全・安心ネットワーク」は全96地区中93地区で設立（平成20年3月現在）。かなりさかんなのでチェック！				
計画の位置づけ・計画の特徴・その他	・安全・安心ネットワークプラン編と活動の手引き編（活動マニュアル）で構成される。 ・岡山市都市ビジョン（新・岡山市総合計画）のプロジェクトの1つ「安全・安心な地域づくりプロジェクト」においては①安全・安心ネットワークの推進、②住民主体の地域づくり、③生活安全の確保、としている。				

【第8次交通安全計画】

担当課	岡山市安全・安心ネットワーク推進室			
第8次交通安全計画の目標・施策の柱・その他特徴				

被害者支援窓口の存在				
------------	--	--	--	--

人口規模 （平成19年10月1日推計人口）		面積規模 （平方キロ）	
--------------------------	--	----------------	--

自治体名 広島市 都市区分

【防犯関係計画】

防犯計画の名称	安全なまちづくりの推進 に関する基本計画（13p）	策定年月	平成 18 年 12 月	条例の存在	広島市安全なまちづくり推進条例（16 年 7 月施行）
担当課	市民局市民安全推進課				

計画の範囲	市民の生命、身体及び財産に対して危害または損害を生じさせる犯罪からの安全、交通安全、火災や地震などの災害、労働災害といった分野における安全については、既に独立した枠組みで施策が体系化されていることから、「安全」には含まない。				
目標・基本指針等	基本理念：自分たちのまちは、自分たちで創り、守る。 目標：刑法認知件数 29,071 件（ピーク時＝14 年）→半減（18 年） 主な施策： （1）市民及び事業者の意識の啓発 （2）市民及び事業者の自主的な活動の充実・支援 （3）都市環境の整備 （4）犯罪被害者等支援 具体的な取組： 本市の取組＝安全なまちづくりに関する市民及び事業者の意識の啓発/安全なまちづくりに関する市民及び事業者の自主的な活動の充実・支援/安全なまちづくりに資する都市環境の整備/市民の取組＝自らの安全の確保/相互協力による犯罪防止活動/本市施策への協力				

地域における取組					
計画の位置づけ・その他の特徴	・条例第 5 条に基づき、 ・第 4 次広島市基本計画の部門計画としての位置付け。 ・犯罪被害者等施策に関する項目を含む。 ・計画の骨太な実施を図るため、毎年度、行動計画が策定される。 （計画の構成：取組内容が市、市民、事業者の別になっている）				

【第 8 次交通安全計画】

担当課	
第 8 次交通安全計画の目標・施策の柱・その他特徴	
被害者支援窓口の存在	

人口規模	1,162,215	面積規模	905.13	推計人口	(平成 19 年 10 月 1 日)
------	-----------	------	--------	------	--------------------

自治体名 北九州市 都市区分

【防犯関係計画】

防犯計画の名称	総務市民局安全・安心課	策定年月	—	条例の存在	(検討中)
担当課	総務市民局安全・安心課				
計画の範囲	—				
目標・基本指針等	—				
地域における取組	—				
計画の位置づけ・その他の特徴	・モラル・マナーアップに向けたため「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」が 20 年 4 月施行。				

第 8 次交通安全計画の目標・施策の柱・その他特徴					
被害者支援窓口の存在	有				

人口規模	987,230	面積規模	487.71	推計人口	(平成 19 年 10 月 1 日)
------	---------	------	--------	------	--------------------

自治名称	苗圃村	镇区划分
------	-----	------

防犯計画の名称	犯罪のない安全で住みやすいまちづくり活動クラブ (45P)	担当課	福岡市市民生活安全・危機管理課 機対東部生活安全課／犯罪のない安全で住みやすいまちづくり推進本部(平成18年2月設置)
平成19年2月	犯罪のない安全で住みやすいまちづくり活動クラブ	計画期間	平成19—23年度
案例の存在	——		

計画の範囲 目標・基本指針等

主として、自転車盗、車上ねらい、侵入盗やひったくりなど市民生活に身近な犯罪を対象とする。

指標

刑法犯認知件数 37,217件→32,000件以下（23年）（人口千人当たり 26.5件→23.0件以下）
不安を感じている市民の比率 92.7%→60%以下。
防犯施策が進んでいると思う市民の数を半数以上に。

施策体系：

(1) 現犯防犯活動の継続性 地域における自主防犯活動の強化／防犯意識の向上と広域活動の推進／防犯活動における連携・ネットワークの充実 (2) 都心部・繁華街における犯罪の抑止 地域、事業者、警察、市による協議会活動の推進／スカウト・客引き防止条例などによる取締りの強化／都心部の犯罪防止に向けた広域活動の推進 (3) 少年犯罪の抑止 健全な育成環境づくり／非行防止活動の推進 (4) 子ども被害者、女性、障がい者などの防犯の抑止 (5) 窃し、犯罪等の抑止 対象者別の効果的な啓発活動／犯罪情報の効果的な発信／外国人向けのモラル・マナー、地域コミュニティの周知等 (6) 防犯環境に配慮したまちづくりの推進 (7) 防犯環境に配慮したまちづくり（仮称）をベースにした都市環境づくりの推進／街の環境美	・「新しい犯罪等の抑止」の項目で、インターネット上に配置する遠発・有害情報やフィッシング詐欺などの被害者への対応、外国人向けのモラル・マナー、地域コミュニティの周知等 ・「新しい犯罪等の抑止」の項目で、インターネット上に配置する遠発・有害情報やフィッシング詐欺などの被害者への対応、外国人向けのモラル・マナー、地域コミュニティの周知等 ・この活動メニューに基づき、毎年、行動プランが策定される。 ・地域防犯メニュー（32）が作成されている。（市民と地域、事業者等、警察、市の役割が明確に示されている。）例＝「警察や市防犯課や冊子等の発行・配布を行っています。市民、事業者はこれにより防犯意識の向上を図っています。」	計画の特徴・その他 計画の位置づけ・特徴 地域における取組
---	---	--

担当課	第 8 次交通安全計画 の目標・施策の柱・ その他特設
存在	有

被害者支援窓口の
法人協同犯罪被害者支援センター（運営：NPO）

福岡市、福岡県、北九州市の共同設置による福岡犯罪被害者総合サポートセンター（運営：NPO）

人口規模	1,426,724	面積規模 (平方キロ)	340.96
------	-----------	----------------	--------

[illegible][illegible]

